

◎母子健康手帳の交付・ネウボラ面接

母子健康手帳の交付とともに、お母さんの心身の状況や家庭状況についての面接を行います。お子さんの健やかな成長と今後の育児を支えることができるように、保健師・助産師がお母さんのためのサポートプランを提案します。

あわせて、出産・子育て応援給付金のご案内をします。



曜日	月～金曜日 ※祝日・年末年始を除く
時間	午前8時半から午後5時15分まで
場所	すこやか生活課
持ち物	

○妊婦本人が来所の場合は、次の1～3のいずれかを持参ください。

- 1 個人番号カード(マイナンバーカード)
- 2 通知カード+顔写真あり本人確認書類(例：運転免許証やパスポートなど)
- 3 通知カード+顔写真なし本人確認書類(2種)(例：健康保険証、年金手帳など)

○代理人が来所の場合は、次の1～4のすべてを持参ください

- 1 委任状(妊婦の夫、または妊婦もしくは夫の父母の場合)または戸籍謄本(法定代理人の場合)※委任状は守山市ホームページに掲載
- 2 妊婦本人の個人番号カード(マイナンバーカード)※写しでも可
- 3 代理人の顔写真あり本人確認書類、または顔写真なし本人確認書類(2種)
- 4 印鑑(妊婦名義)※認印でも可

○出産・子育て応援給付金は妊婦本人の口座に振り込みます。振込先の通帳やキャッシュカードを持参されると、その場で申請書の提出ができます。

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

妊娠中のこと、出産後のことなど、わからないことがありましたら、お気軽にお電話ください。



母子健康手帳の交付



◎妊婦健康診査について

(安心して出産を迎えるために必ず受けましょう)

市内に住民登録がある人を対象に、妊婦健康診査の費用の一定額を公費で助成しています。

受診の際は、母子健康手帳別冊に添付されている受診券をご利用ください。

* 受診前に受診券上部の本人記入欄の記載が必要です。

* 受診券は切り離さずに、病院へ持参してください。

* 県外の医療機関で受診される場合には、事前に申請が必要です。

* 市外に転出された場合は、受診券は使用できません。

転出後の費用助成については、転出先の市町村にお問い合わせください。

◎妊婦健診についてのQ & A

Q：市外へ転出した場合も、守山市の受診券は使用できますか？

A：転出された場合は、転出先で新たな受診券と交換していただく必要があります。住民票を移した日から守山市の受診券は使用できませんのでご注意ください。ご不明な点がある場合は、守山市か転出先の市へお問い合わせください。

Q：守山市へ転入しましたが、受診券はどうしたら良いですか？

A：守山市へ転入された場合は、転入前に発行された受診券を持って、すこやか生活課までお越しください。守山市の受診券と交換させていただきます。

Q：妊娠中に県外へ里帰りをしたいのですが、守山市の受診券は使用できますか？

A：県外の医療機関で妊婦健診を受けられる場合は、受診費用は一旦、全額自己負担となります。出産後に申請していただくことで、市の助成額分について払い戻しをさせていただきます(償還払い)。県外の医療機関で妊婦健診を受けられる場合は、別途手続きが必要です。すこやか生活課へ「妊婦健康診査等県外受診申出書」をご提出いただき必要な書類をお受取りください。

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

